	第7回農業委員会定例会(議事録)
	午前 10 時 00 分
1. 日 時	平成28年7月29日(金)
	午前 10 時 40 分
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2,3会議室
3. 出席委員	1番 日下博美, 2番 石本 進, 3番 土居民喜, 4番 信友莊三郎,
	5番 佐伯博美, 6番 沖野武司, 7番 山本茂明, 9番 吉木 徹,
	10番 井上美津子,11番 西野勇一,12番 祐本征武,
欠席委員	
4. 説明員	事務局長 桶本哲也, 主任主事 道面篤信, 主事 森永真二, 技師 西原正教
5. 審議案件	議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第25号 非農地証明申請について
	122/12/14 V - 71/2C 12/2 1 11/2 1 1 1 1 1 1 1 1 1

議長

みなさん, おはようございます。

それでは、ご案内申し上げた時間になりましたので、只今から第7回竹原市農業 委員会総会を開催致します。

では、まず本日の欠席委員はございません。よって農業委員会等に関する法律第 21 条により、在任委員の過半数の出席がございますので、本会議が成立している ことを宣言いたします。

日程第1、「会期の決定」を議題と致します。

お諮り致します。今期農業委員会総会の会期は本日一日と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定致します。

日程第2,「会議録署名委員の指名」を6番沖野委員と7番山本委員を指名致します。

それでは日程3,議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」 を議題と致します。

事務局職員をして議案の説明を申し上げます。

局 長

それでは、議案第23号について説明致します。

本議案は農地法第3条に基づく許可申請でございます。

申請人は、譲渡人Aさん、譲受人Bさんからの申請、権利関係につきましては、 所有権移転となっております。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、沖野委員からご報告をお願いします。

6番

それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。

申請地は、竹原市立賀茂川中学校より北西に約130mに位置し、現地確認時、 耕作されていませんでした。

報告は以上です。

議長

農地法に基づく農地権利移動の許可の検討事項について,事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは私のほうから本議案について、審査基準の全ての項目ごとに申請書等に 記載された内容が当該基準に適合しているか否かを検討した結果をご説明致しま す。

まず、譲受人が今回取得する農地を含めて、全ての農地において耕作するかどう

かについてですが、申請書や譲受人から提出された営農計画及び、申請時間き取り により、譲受人が権利取得後に全ての農地で耕作を行うことが認められ、審査基準 に適合しております。

次に、権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事する かどうかについては、申請書に記載された従事日数や申請時聞き取りにより、権利 取得後も農作業に常時従事すると認められ、審査基準に適合しております。

次に権利を取得する者が取得後において農地の面積の合計が農地法第3条における下限面積に達しているかどうかについてですが,譲受人は地域の下限面積に適合する面積の耕作を行っており,基準に適合します。

次に、当該農地を効率的に利用することが出来るかについてですが、該当農地が 譲受人の住所より耕作可能な位置にあり、利用は容易で、農機具、農作業労働力に ついても、確保されていることを、申請書、営農計画及び申請時聞き取りにより確 認しており、譲受人は農地を効率的に利用出来ると認められます。

最後にこれら以外の審査項目については、該当する事項はありませんでした。 説明は以上です。

議 長 これより質疑に入ります発言のある方は挙手をお願いします。

「質疑なし」の声あり

これをもって質疑を終結致します。

お諮りします。議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」は 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり決定いたしました。 次に日程4,議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議 題と致します。

事務局職員をして議案の説明を申し上げます。

局 長 それでは、議案第24号について説明致します。

本議案は農地法第5条に基づく許可申請でございます。

件数1は、譲渡人Cさん、譲受人Dさんからの所有権移転の申請で、事業計画は 墓地となっております。

件数2は,譲渡人Eさん,譲受人F株式会社さんからの貸借権設定の申請で,事業計画は電気通信用無線基地局の設置となっております。

件数3は,譲渡人Gさん,譲受人Hさんからの所有権移転の申請で,事業計画は 一般住宅の建築となっております。

説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、沖野委員からご報告をお願いします。

3

6番

それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。

件数 1 は、高崎町のバンブー公園より南に約 7 0 0 m付近にあり、現地確認時、耕作されていませんでした。

件数 2 は、吉名町の吉名公園より北に約 1 8 0 m付近にあり、現地確認時、耕作されていませんでした。

件数3は,福田町のJR 呉線の横田踏切より西へ約170m付近にあり,現地確認時,耕作されていませんでした。

報告は以上です。

議長

農地法に基づく農地転用および農地権利移動の許可の検討事項について,事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは私のほうから本議案について、審査基準の全ての項目ごとに申請書等に 記載された内容が当該基準に適合しているか否かを検討した結果をご説明致しま す。

まず、立地基準の審査ですが、件数1は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。2種農地の立地基準については、他に代替する土地がないと認められる場合は許可することとなっており、立地基準の許可要件は満たしているものと思われます。件数2、件数3は都市計画区域内の用途指定区域内であり、3種農地と判断いたします。よって立地基準については、原則許可することとなっております。

次に一般基準の審査で、まず信用及び資力については、全件数とも譲受人は過去 に違反転用はなく、資力も資金証明等が添付されています。

次に許可を得た後,遅れることなく申請目的どおりの事業を実施するかどうかについては、全件数とも申請書類、また、申請時の聞き取りで、許可後遅滞なく事業の用に供することを確認しております。

次に申請に係る事業施行に関して、他法令の許可等の申請が必要かどうか、また 必要な場合の許可等の見込み状況につきましては、件数1は、墓地埋葬等に関する 法律による許可申請中で、担当部署より許可の見込みとの回答を得ております。件 数2、件数3につきましては、他法令の申請は不要となっています。

次に申請地の計画面積の妥当性については、全件数とも申請書、申請時の聞き取り及び現地確認により、事業計画の規模からみて、妥当であると認められます。

最後に周辺農地への営農に支障が有るか無いかということですが,全件数とも被害防除計画,申請時の聞き取り,現地確認等で,今回の農地転用で周辺農地への営農に支障は出ないものと認められます。

説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

「質疑なし」の声あり

これをもって質疑を終結致します。

お諮りします。議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」は 原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり決定いたします。

次に日程第5,議案第25号「非農地証明申請について」を議題と致します。 事務局職員をして議案の説明を申し上げます。

局 長 それでは、議案第25号について説明致します。

本案件は非農地証明申請に関する案件です。

申請人は I さんで、申請事由については、平成 2 年頃から地域のゲートボール場として使用しており、今後においても耕作の予定はなく、この度地目変更登記申請を行うため、本申請に及んだものです。

説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより現地調査を行った結果について、沖野委員からご報告をお願いします。

6番 それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。

申請地は、芸陽バス長浜明神橋バス停より南東に約130m付近にあり、現地確認時、耕作されていませんでした。

報告は以上です。

議長非農地証明の審査事項について説明をお願いします。

局 長 それでは、申請書等に記載された内容が当該審査基準に適合しているか否かを検 討した結果をご報告いたします。

全件数について、現地確認により、申請地は耕作不能な状態と認められ、申請時間き取り等から、転用の事実から20年以上経過しているものと認められ、農地転用行政上も支障がないものと判断します。

説明は以上です。

議長 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

「質疑なし」の声あり

これをもって質疑を終結致します。

お諮りします。議案第25号「非農地証明について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり決定いたします。 以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。

事務局

- ・荒廃農地調査(農業委員及び事務局)について
- ・所有地及び耕作地に関する申告書について(8月9日農業振興区長会議において各農家へ配布及び回収依頼をする)

議長

以上をもちまして, 第7回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 8月30日

議長(会長) 祐本 征武

署名委員 沖野 武司

署名委員 山本 茂明